

第 3 章

—— 推進と評価の仕組み ——

計画は策定することが目的ではなく、実行されてこそ意味があります。そのためには、どのようにして計画を推進・実行するか、策定過程から、そのことを強く意識しておく必要があります。

本計画の策定過程でも、推進の仕組みづくりに関する議論を幾度も重ねました。

この章は、本計画を「絵に描いた餅」にしないため、どのように計画を推進し、評価・改善していくか、その仕組みについて記したものです。

1 計画推進の考え方

本計画に示す様々な施策、プロジェクトを確実に実行し、めざす将来像（ビジョン）を実現していくためには、計画の進捗状況を適時確認しながら適切に対応する必要があります。また、進行管理で課題となった事項については、関係するプロジェクト・施策の調整を行う等、確実に対応できる仕組みが必要になります。このためには、本計画を総合的に推進する体制の整備が不可欠になります。

また、生駒市の総合的な環境施策を推進し、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の環境保全の主体的な取組の他、市民、事業者、行政のパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組が重要です。

そのため、本計画の策定は、市民、事業者、行政によるパートナーシップで実施しましたが、引き続き計画の実行にあたっては、パートナーシップによる推進を基本的な考えとします。

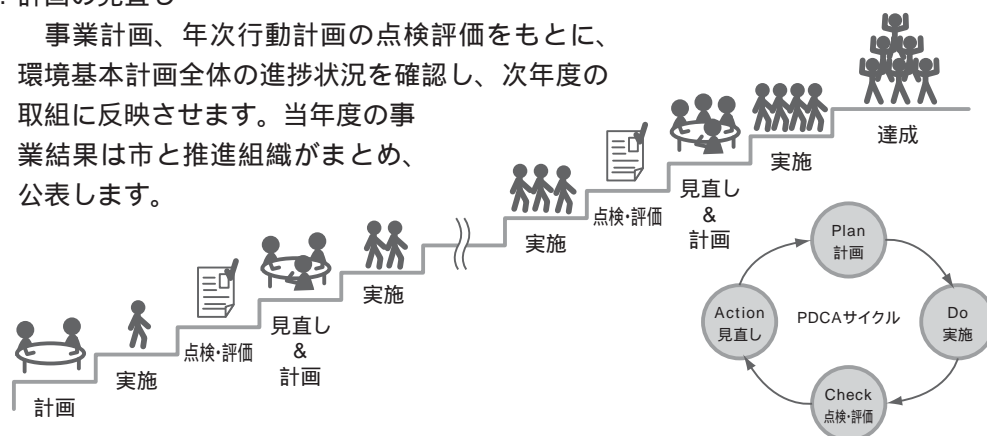
2 進行管理システム

計画の進行管理においては、「PDCA サイクル」を用います。

PDCA とは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、P D C A P D ……と繰り返し、向上していくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現をめざす、進行管理の考え方です。

この進行管理システムは、将来導入をめざす環境マネジメントシステムの活用を視野に入れて構築します。

- P** 1. 年次行動計画の策定
本市施策や当年度に行う取り組みについて、前年度に市と推進組織がその内容と目標を取りまとめます。
- D** 2. プロジェクトの実施
パートナーシップを基本としてプロジェクトを実施します。
- C** 3. 実施内容の点検・評価
環境基本計画、年次行動計画や評価基準に照らし合わせて、点検・評価をします。
- A** 4. 計画の見直し
事業計画、年次行動計画の点検評価をもとに、環境基本計画全体の進捗状況を確認し、次年度の取組に反映させます。当年度の事業結果は市と推進組織がまとめ、公表します。



- ・ 年次行動計画……市と推進組織が、環境基本計画に基づいて、市、市民、市民団体、事業者等が行う年度ごとの取組についてまとめ、公表します。
- ・ 年次報告……市と推進組織は、環境基本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、公表します。
- ・ 環境マネジメントシステム……市の業務全般にわたって環境配慮を行うための管理システムで、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直し、かつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むものです。環境基本計画を環境マネジメントシステムの中に組み込み、環境に影響を及ぼす事業の環境保全項目として管理し評価を行います。
- ・ 環境審議会……本計画に基づく各種環境施策の推進及び環境保全全般に関する諸問題について、調査審議を行います。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言を行います。

3 計画の推進体制

パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、行政が協働で環境基本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる計画推進組織(仮称)を設置します。この推進組織に市も参加することでパートナーシップによる計画の実践をめざした組織とします。

市民、市民団体、事業者等が環境基本計画のプロジェクトに参加できる仕組みとして、単独または関係プロジェクトごとの推進委員会を運営します。この推進委員会には、市の関係課も参画し、パートナーシップでプロジェクトをすすめます。

推進組織は、市と共に毎年の年次行動計画の作成、プロジェクトの実施、実施内容の点検・評価、計画の見直し、年次報告を行い、計画の進行管理をパートナーシップのもとで実行していきます。

庁内推進体制

パートナーシップに基づきながらも、市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課で(仮称)環境基本計画推進ワーキンググループを組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。また、全庁的な本計画の進行管理については、庁内の環境管理を推進する組織において環境マネジメントシステムを運用し、計画の進行管理を図ります。

